

報告第30号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年11月29日提出

小田原市長 加藤 憲一

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和6年10月8日
- 2 損害賠償額 28,220円
- 3 相手方 市内在住者
- 4 事故の概要 令和6年7月23日午前7時35分頃、市内曾我大沢606番2付近の市道4512において、相手方車両が道路側溝を横断したところ、側溝の穴を塞ぐセーフティキャップが外れ、右後輪に刺さり、これを破損させた。